

令和4年度地方創生推進交付金事業
もみじ湖臨時駐車場等管理システム構築等業務 仕様書

本仕様書は、箕輪町（以下「甲」という。）が行う事業の実施を受託者「以下「乙」という。」に委託するにあたり、その仕様に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和4年度地方創生推進交付金事業 もみじ湖臨時駐車場等管理システム構築等業務

2 業務目的

本業務は、乙の創意工夫をもって、観光地「もみじ湖」に設置する臨時駐車場の管理システムを構築し、臨時駐車場を利用する観光客（以下「利用者」という。）が、臨時駐車場を安全かつ円滑に利用できるように誘導することをもって、観光客の満足度向上と、交通渋滞の解消を目指すものである。

3 委託契約期間等

- ・ 契約締結日から令和5年（2023年）2月28日（月）まで
- ・ 臨時駐車場稼働期間は、令和4年10月22日（土）から令和4年11月13日（日）までの期間のうち、甲が定める9日間とする（土曜日、日曜日、祝日を含み、紅葉の状況とシャトルバスの運行日程に合わせて別途協議する）
- ・ 臨時駐車場の稼働時間は、臨時駐車場稼働期間中、毎日午前8時から午後6時の間とする。

4 業務対象箇所

以下3箇所を臨時駐車場とし、業務を行う。

- ①もみじ湖イベント広場
- ②もみじ湖イベント広場駐車場
- ③もみじ湖冒険の丘

5 業務内容

（1）臨時駐車場管理システムの構築

- ・ 業務目的を達成するための、臨時駐車場管理システムの構築を行う。
- ・ 乙は、事業提案にあたり、その具体的な内容を示すとともに、甲と協議の上システムを構築する。

（2）臨時駐車場の設置

- ・ 臨時駐車場内の区画線、誘導線の設置及び、看板の設置等必要な整備を行う。
- ・ 臨時駐車場管理システムの稼働に必要な設備の設置、備品の手配を行う。

（3）利用客の誘導

- ・ 臨時駐車場管理システムを運用するとともに、必要な人員を配置し、臨時駐車場稼働期間中、稼働時間における利用客の誘導を行う。

- ・誘導は、利用客の臨時駐車場への振り分け及び誘導、並びに臨時駐車場内での利用客の誘導を対象範囲とする。

6 委託上限額

7, 0 0 0, 0 0 0円（消費税及び地方消費税含む）

7 業務の実施

- (1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 乙は、業務の概要を整備するとともに、計画立案から業務完了までの協議記録等を取りまとめ、業務がスムーズに実施できるように必要な各工程の基本的方針及び計画、準備を行うこと。
- (4) 乙は、業務の実施にあたっては甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 乙は、業務の進捗について、甲に対して定期的に報告すること。
- (6) 乙は、本業務において設置したものについては、臨時駐車場稼働期間終了後、速やかに撤去し、現状への回復に努めること。
- (7) 仕様書に記載されていない事項については、乙と甲が協議のうえ、決定することとする。
- (8) 受託業務のうち、仕様内容の単価等に大幅に変更が生じた場合、又は、甲の指示により業務の一部を実施しなかった場合には、甲及び乙は協議のうえ、減額等による契約変更を行うものとする。

8 完了検査

- (1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。
- (2) 乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 成果品

乙は、本事業完了後、甲が指定する日までに次の実績報告書類を製本3部及び電子媒体で提出すること。

10 成果品等の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、乙において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる権利は、甲に帰属するものとし、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、甲に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

11 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 その他

- (1) 本業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が実施できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。
- (3) 乙は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (4) 乙は、本仕様書に記載されていない事項について、甲の指示に従わなければならない。